

(5) 募 集

昭和57年4月10日から5月10日までを募集期間として各高等学校、主要大学に通知し、同時に報道機関を通して広報する等して制度の周知を図った。

(6) 昭和57年度貸与状況

区 分	継続貸与	新 規 貸 与		計
		応募者数	採用者数	
高等学校 高等専門学校	人 122	人 70	人 70	人 192
大学	人 249	人 163	人 108	人 357
計	人 371	人 233	人 178	人 549

2 福島県高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸与制度

この制度は、働きながら福島県内の高等学校の定時制課程又は、通信制課程に在学する生徒（広域通信高校に在学する者で県内に住所を有する者を含む）で、経済的理由により修学困難と認められる者に対し、修学資金を貸与することによりこれらの者の修学を促進し、教育の機会均等を図ることを目的として、定時制については、昭和49年度、通信制については、昭和53年度より国から補助を受けて発足したものであり、昭和57年度の実施状況は次のとおりである。

(1) 貸 与 資 格

① 卒業を目的として本県内の高等学校の定時制課程又は、通信制課程に在学している者であること。

ただし、広域通信制（学校教育法第45条第3項の規定による文部大臣の承認に係る監督庁の許可を得た高等学校の通信制課程）に在学する者にあっては、県内に住所を有する者であること。

② ア 経済的理由により著しく修学が困難な者で、その者の年間の所得が149万円以下の者であること。

イ その生徒が扶養家族（税法上の扶養親族）を有している場合はその生徒の年間所得が所得税法に基づく課税の対象とならない額の最高額の146%以下であること。

ウ 生徒を扶養親族としている者がいる場合（生徒の年間収入が79万円以下であって、その生徒が税法上の扶養親族として認定されていること）は、その扶養している者の年間所得が所得税法に基づく課税の対象とならない額の最高額の146%以下にあること。

③ 経常的収入を得る職業に就いていること。

④ 日本育英会の奨学生又は福島県奨学資金の貸与を受けている者であること。

(2) 修学資金の貸与月額

定時制課程

・1学年～2学年	7,000円
3学年～4学年	6,000円

通信制課程

1年次生～2年次生	7,000円
-----------	--------

3年次生～4年次生

6,000円

(3) 貸 与 期 間

修学資金の貸与を受けた月数を通算して4年以内とする。

(4) 修学資金の返還

退学又は、修学資金の貸与を辞退した場合、貸与契約を解除された日の属する月の翌日から起算して6ヶ月を経過した後、貸与を受けた月数を通算した期間に相当する期間内に月賦又は、半年賦の均等払方式により返還する。

(5) 修学資金の返還債務の免除

修学資金の貸与を受けた者が、高等学校の定時制課程又は、通信制課程を卒業したとき又は、これと同等の理由があるものと認められるときは、修学資金の債務を免除する。

(6) 昭和57年度貸与状況

学 年 别	定 時 制	通 信 制	計
1 年 生	106	4	110
2 年 生	135	10	145
3 年 生	147	12	159
4 年 生	147	6	153
計	535	32	567

3 日本育英会奨学制度

本会は政府からの借入金を主体として、これに返還金、育英寄附金等を加えて運営している国家的育英機関である。各県の教育委員会内に支部があり、県内の中学校、高等学校を対象に奨学生の採用、補導、奨学金の貸与、返還等の各事務を行っており、昭和57年度の実施状況は次のとおりである。

(1) 奨 学 生

奨学生は、高等学校、高等専門学校、大学および大学院に在学する生徒・学生ならびに表1に該当する者で、在学中の校長、学長より推薦された者から採用する。

(2) 奨学生の採用

別表1のうち県支部が取り扱うのは、高等学校の一般及び特別貸与奨学生の在学採用、ならびに高等学校・高等専門学校特別貸与奨学生、大学および教育特別奨学生の予約採用である。

① 高等学校奨学生（在学採用）

(ア) 奨学生の種別

高等学校奨学生には、一般貸与奨学生と特別貸与奨学生がある。

採用は、ともに高等学校に在学する生徒で、学業、人物ともにすぐれながら、経済的理由によって修学が困難と認められる者で、学校長から推薦された者について、支部選考委員会の議を経て採用される。

募集は、4月と9月の年2回。

奨学金月額（別表1参照）

採用人員（別表2参照）

(イ) 特別貸与奨学生の増額

特別貸与奨学生のうち、自宅から通学可能な地域に高等学校がないため、自宅外通学をしている者、および孤児・里子については、審査のうえ、増額の条件に